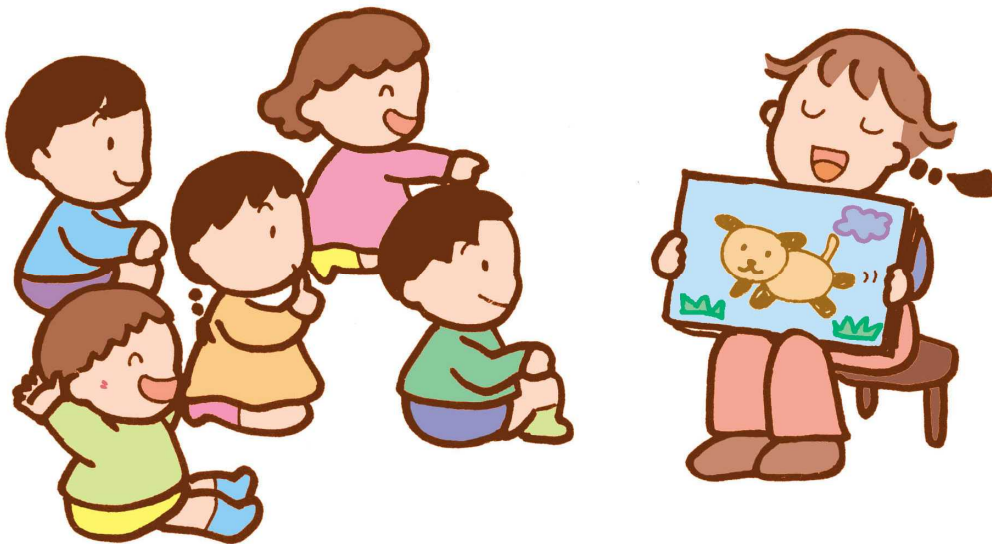


案

「高知市幼保連携型認定こども園最低基準条例（仮称）」案
及び「高知市家庭的保育事業等最低基準条例（仮称）」案
の概要について

【パブリック・コメント公表資料】



高知市健康福祉部福祉事務所 保育課

（ H26.4.1 ~ 高知市子ども未来部 保育幼稚園課 ）

「高知市幼保連携型認定こども園最低基準条例（仮称）」案

「高知市家庭的保育事業等最低基準条例（仮称）」案

のパブリック・コメントについて

高知市では、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定めるため、「高知市幼保連携型認定こども園最低基準条例（仮称）」の制定を、また、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため、「高知市家庭的保育事業等最低基準条例（仮称）」の制定を進めています。この条例の制定にあたって、高知市市民意見提出制度（パブリック・コメント）に基づき、市民の皆さまからのご意見を募集します。

条例案の概要及び参考資料は3ページ以降に掲載しています。

1 募集案件

- ・「高知市幼保連携型認定こども園最低基準条例（仮称）」案
- ・「高知市家庭的保育事業等最低基準条例（仮称）」案

2 意見書の提出期間

平成26年3月28日（金）～4月18日（金）（必着）

3 意見書の提出方法

郵送・ファクス・電子メールまたは保育課（H26.4.1～保育幼稚園課）へ直接持参してください。また、高知市ホームページの「パブリックコメント」のページにある入力フォームからも意見を送信することができます。なお、口頭や電話での受付は行いません。

4 意見書の提出先

〒780-8571 高知市本町五丁目1番45号
高知市保育課（H26.4.1～高知市保育幼稚園課）
ファクス 088-823-9273
電子メール kc-130100@city.kochi.lg.jp

直接持参の場合は、第二庁舎2階の保育課（H26.4.1～保育幼稚園課）で受け付けします。

5 意見書様式

高知市市民意見提出制度実施要綱により、意見書には住所・氏名の記載が必要です。意見書は特に様式を定めていませんが、様式例を2ページに掲載しています。

6 意見の公表等

お寄せいただいたご意見は、取りまとめて高知市ホームページで公表します（氏名等は公表しません）。それらに対する高知市の考え方と、修正を行った場合は修正内容についても掲載します。ただし、個々のご意見への直接回答は行いませんのでご了承ください。

7 問い合わせ先

保育課（H26.4.1～保育幼稚園課） 電話 088-823-4012

意見書

高知市市民意見提出（パブリック・コメント）制度実施要綱第6条の規定により、公表された

- { ①「高知市幼保連携型認定こども園最低基準条例（仮称）」案
②「高知市家庭的保育事業等最低基準条例（仮称）」案 } の概要について、意見書を提出します。

（※意見提出する条例案の番号に○をつけてください。）

平成 年 月 日

高知市長 宛

意見書提出者

住所

氏名

電話番号

意見の趣旨

意見書の提出は、平成26年4月18日（金）まで（必着）となります。

1 条例制定の必要性について

平成 24 年 8 月に質の高い幼児期の学校教育，保育の総合的な提供，保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るため，子ども・子育て関連 3 法が成立し，子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。

新たな制度では，児童福祉法等に基づく認可等を前提とし，施設・事業者が運営基準等を満たしていることを確認して，給付の対象とすることになっています。

このため，施設等の認可や運営の基準を市が条例で定めることとされたことに伴い，当該基準等を定める条例を制定するものです。

2 高知市幼保連携型認定こども園最低基準条例（仮称）案の概要について

○条例の趣旨及び目的

高知市幼保連携型認定こども園最低基準条例（仮称）は，改正後の就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」という。）第 13 条第 1 項の規定により，中核市である高知市の監督に属する幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定めるもので，この条例で定めた基準を「最低基準」と称します。

この最低基準は，子どもの身体的，精神的及び社会的な発達のために必要な教育及び保育の水準を確保するものでなければならず，義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満 3 歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い，これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて，その心身の発達を助長するとともに，保護者に対する子育ての支援を行うという目的を達成するために必要な環境が確保されていることを保障するものです。

○条例で最低基準を定める幼保連携型認定こども園

高知市の監督に属する幼保連携型認定こども園（認可を受けた施設）

施設名	施設の概要
幼保連携型 認定こども園	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満 3 歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い，これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて，その心身の発達を助長するとともに，保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする施設

○「従うべき基準」と「参酌すべき基準」

内閣府令「幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準」では，国の基準を「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に区分しています。条例はそれぞれの基準に基づき定める必要があります。この「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の定義及びその内容は次表のとおりです。

従うべき基準	【定義】 条例の内容を直接的に拘束する，必ず適合しなければならない基準であり，当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの，異なる内容を定めることは許されないもの。※「従うべき基準」を下回る内容を定めることは許容されないが，当該基準に従う範囲内で，地域の実情に応じ「従うべき基準」を上回る内容を定めることは許容される。
	【内容】 ※認定こども園法第 13 条第 2 項 ①幼保連携型認定こども園における学級の編制，配置すべき園長・保育教諭・その他の職員，その員数 ②幼保連携型認定こども園に係る保育室の床面積その他設備に関する事項であって，子どもの健全な発達に密接に関連するもの ③幼保連携型認定こども園の運営に関する事項であって，子どもの適切な処遇の確保，秘密の保持，子どもの健全な発達に密接に関連するもの

参酌すべき基準	【定義】 地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。
	【内容】※認定こども園法第13条第2項 内閣府令のうち「従うべき基準」以外の基準

○条例制定に係る基本的な考え方

条例の制定にあたっては、原則として、「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」いずれも国の基準をもって高知市の最低基準とします。ただし、暴力団の排除や地産地消の推進の基準については、高知市及び高知県が推進する政策のため、国と異なる内容（独自基準）を定めています。

○条例案の構成及び内容

【6ページ以降をご参照ください】

○施行予定日

平成26年10月1日

3 高知市家庭的保育事業等最低基準条例（仮称）案の概要について

○条例の趣旨及び目的

高知市家庭的保育事業等最低基準条例（仮称）は、児童福祉法第34条の16第1項の規定により、高知市の監督に属する家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるもので、この条例で定めた基準を「最低基準」と称します。

この最低基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確保するものでなければならず、家庭的保育事業等の利用乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものです。

○条例で最低基準を定める家庭的保育事業等

高知市の監督に属する次の家庭的保育事業等（認可を受けた事業者が行う事業）

事業名	事業の概要
家庭的保育事業	家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児で満3歳未満のものについて、家庭的保育者（市長が行う研修を修了した保育士等）の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う事業（利用定員が5人以下）
小規模保育事業	保育を必要とする乳児・幼児で満3歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が6人以上19人以下）において、保育を行う事業
居宅訪問型保育事業	保育を必要とする乳児・幼児で満3歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業
事業所内保育事業	保育を必要とする乳児・幼児で満3歳未満のものについて、次に掲げる施設において、保育を行う事業 ア 事業主がその雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主から委託を受けて当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設 イ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主団体から委託を受けてその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設 ウ 共済組合等が当該共済組合等の構成員としての監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するために自ら設置する施設又は共済組合等から委託を受けて当該共済組合等の構成員の

○「従うべき基準」と「参酌すべき基準」

内閣府令「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」では、国の基準を「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に区分しています。条例はそれぞれの基準に基づき定める必要があります。この「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の定義及びその内容は次表のとおりです。

従うべき基準	【定義】 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。※「従うべき基準」を下回る内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じ「従うべき基準」を上回る内容を定めることは許容される。
	【内容】 ※児童福祉法第34条の16第2項 ①家庭的保育事業等に従事する者及びその員数 ②家庭的保育事業等の運営に関する事項であって、児童の適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの
参酌すべき基準	【定義】 地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。
	【内容】 ※児童福祉法第34条の16第2項 内閣府令のうち「従うべき基準」以外の基準

○条例制定に係る基本的な考え方

条例の制定にあたっては、原則として、「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」いずれも国の基準をもって高知市の最低基準とします。ただし、暴力団の排除や地産地消の推進の基準については、高知市及び高知県が推進する政策のため、国と異なる内容（独自基準）を定めています。

○条例案の構成及び内容

【8ページ以降をご参照ください】

○施行予定日

平成26年10月1日

高知市幼保連携型認定こども園最低基準条例(仮称)案の構成及び内容

- ・内閣府令「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」の条ごとに、それに対応する高知市の条例の内容を説明しています。
- ・内閣府令を条例化していないものや内閣府令と条例の内容に差異がある場合は、その理由等を記載しています。
- ・それ以外については、条例の内容は内閣府令と同じ内容になっています。内容の詳細については、参考資料として内閣府令の抜粋を添付していますので、ご参照ください。
- ・内閣府令により「従うべき基準」とされている基準には着色をしています。

本文

内閣府令		高知市条例の内容
第A-2条	-	〈最低基準の目的〉
第A-3条	-	〈最低基準の向上〉
第A-4条	-	〈最低基準と幼保連携型認定こども園〉
	-	【独自基準】 〈幼保連携型認定こども園の一般原則〉 子どもの安全で安心な教育・保育を確保するため、幼保連携型認定こども園から暴力団を排除 ※高知県の各施設共通の統一基準に合わせた基準とするもの
第B-1条	従うべき基準	〈学級の編制の基準〉
第B-2条	従うべき基準	〈職員〉①保育教諭等の必置、②兼任等、③員数、④の例外
	参酌すべき基準	〈職員〉④他施設との兼務、⑤副園長、教頭、養護教諭等の設置努力義務
第C-1条	従うべき基準	〈設備の一般的要件〉
第C-2条	従うべき基準	〈園舎及び園庭〉①園舎・園庭の必置、②園舎面積、③園庭面積、④原則同一敷地内又は隣接地への設置
第C-3条	従うべき基準	〈園舎に備えるべき設備〉①職員室、保育室等各設備の設置、②保育室の数、③外搬の場合の調理設備、④小規模園の調理設備、⑤飲料水用設備、⑥保育室・遊戯室・ほふく室・乳児室の面積、⑧園舎は二階建て以下原則、⑨保育室等の設置階
	参酌すべき基準	〈園舎に備えるべき設備〉⑦放送聴取設備、映写設備等の設置努力義務
第C-4条	参酌すべき基準	〈園具及び教具〉
第C-5条	参酌すべき基準	〈他の施設及び設備の使用〉他の学校等との施設・設備の兼用可
	従うべき基準	〈他の施設及び設備の使用〉保育室等の共用の禁止
第D-1条	従うべき基準	〈教育及び保育を行う期間及び時間〉①教育週数、②教育時間
	参酌すべき基準	〈教育及び保育を行う期間及び時間〉③教育・保育時間
第D-2条	従うべき基準	〈食事の提供〉①保育を必要とする園児への原則自園調理による食事提供義務、②①の園児以外の園児へ食事提供可、③献立等への配慮
	参酌すべき基準	〈食事の提供〉④食育の達成目標
	-	【独自基準】 〈食事の提供〉⑤地産地消の推進 県内で生産された農林水産物やこれらを県内で加工した食品を積極的に使用するよう推進 ※高知県の各施設共通の統一基準に合わせた基準とするもの

内閣府令		高知市条例の内容
第D-3条	従うべき基準	〈食事の提供方法の特例〉
第D-4条	参酌すべき基準	〈子育て支援事業の内容〉
第D-5条	参酌すべき基準	〈掲示〉認定こども園である旨の掲示
第D-6条	-	〈児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用〉
	参酌すべき基準	人格の尊重
	参酌すべき基準	地域との連携等
	参酌すべき基準	職員の資質向上, 研修機会の確保
	従うべき基準	差別的取扱いの禁止
	従うべき基準	虐待等の禁止
	従うべき基準	懲戒に係る権限の濫用禁止
	従うべき基準	秘密保持等
	参酌すべき基準	苦情への対応
	参酌すべき基準	家庭との連絡

附則

内閣府令		高知市条例の内容
	-	〈施行期日〉
	従うべき基準	〈みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置〉
	従うべき基準	〈既存施設からの移行特例〉

高知市家庭的保育事業等最低基準条例(仮称)案の構成及び内容

- ・厚生労働省令「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の条ごとに、それに対応する高知市の条例の内容を説明しています。
- ・厚生労働省令を条例化していないものや厚生労働省令と条例の内容に差異がある場合は、その理由等を記載しています。
- ・それ以外については、条例の内容は厚生労働省令と同じ内容になっています。内容の詳細については、参考資料として厚生労働省令の抜粋を添付していますので、ご参照ください。
- ・厚生労働省令により「従うべき基準」とされている基準には着色をしています。

①総則(各施設共通事項)

厚生労働省令	高知市条例の内容
第A②条	- <最低基準の目的>
第A③条	- <最低基準の向上>
第A④条	従うべき基準 <最低基準と家庭的保育事業所等>
	従うべき基準 <家庭的保育事業者等の一般原則>
第A⑤条	- 【独自基準】 <家庭的保育事業者等の一般原則>⑥暴力団の排除 子どもの安全で安心な教育・保育を確保するため、家庭的保育事業者等から暴力団を排除 ※高知県の各施設共通の統一基準に合わせた基準とするもの
第A⑥条	従うべき基準 <保育所等との連携>
第A⑦条	参酌すべき基準 <家庭的保育事業者等と非常災害>
第A⑧条	参酌すべき基準 <家庭的保育事業所等における職員の一般的要件>
第A⑨条	参酌すべき基準 <家庭的保育事業所等の職員の知識及び技能の向上等>
第A⑩条	従うべき基準 <他の社会福祉施設と併置するときの設備及び職員の基準>保育室等及び保育に直接従事する職員の共用
	参酌すべき基準 <他の社会福祉施設と併置するときの設備及び職員の基準>それ以外
第A⑪条	従うべき基準 <利用者を平等に取り扱う原則>
第A⑫条	従うべき基準 <虐待等の禁止>
第A⑬条	従うべき基準 <懲戒に係る権限の濫用禁止>
第A⑭条	参酌すべき基準 <衛生管理等>
	従うべき基準 <食事>
第A⑮条	- 【独自基準】 <食事>⑤地産地消の推進 県内で生産された農林水産物やこれらを県内で加工した食品を積極的に使用するよう推進 ※高知県の各施設共通の統一基準に合わせた基準とするもの
第A⑯条	従うべき基準 <食事の提供の特例>
第A⑰条	参酌すべき基準 <利用者及び職員の健康診断>
第A⑱条	参酌すべき基準 <家庭的保育事業所等内部の規程>
第A⑲条	参酌すべき基準 <家庭的保育事業所等に備える帳簿>
第A⑳条	従うべき基準 <秘密保持等>
第A㉑条	参酌すべき基準 <苦情への対応>

②家庭的保育事業

厚生労働省令		高知市条例の内容
第B①条	従うべき基準	〈設備の基準〉調理設備
	参酌すべき基準	〈設備の基準〉その他
第B②条	従うべき基準	〈職員〉
第B③条	参酌すべき基準	〈保育時間〉
第B④条	従うべき基準	〈保育の内容〉
第B⑤条	参酌すべき基準	〈保護者との連絡〉

③小規模保育事業

厚生労働省令		高知市条例の内容
第C条	従うべき基準	〈小規模保育事業の区分〉

③-1 小規模保育事業A型

厚生労働省令		高知市条例の内容
第C1①条	従うべき基準	〈設備の基準〉調理設備
	参酌すべき基準	〈設備の基準〉その他
第C1②条	従うべき基準	〈職員〉
第C1③条	-	〈準用〉

③-2 小規模保育事業B型

厚生労働省令		高知市条例の内容
第C2①条	従うべき基準	〈職員〉
第C2②条	-	〈準用〉

③-3 小規模保育事業C型

厚生労働省令		高知市条例の内容
第C3①条	従うべき基準	〈設備の基準〉調理設備
	参酌すべき基準	〈設備の基準〉その他
第C3②条	従うべき基準	〈職員〉
第C3③条	-	〈準用〉

④居宅訪問型保育事業

厚生労働省令		高知市条例の内容
第D①条	従うべき基準	〈居宅訪問型保育事業〉
第D②条	参酌すべき基準	〈設備及び備品〉
第D③条	従うべき基準	〈職員〉
第D④条	〃	〈居宅訪問型保育連携施設〉
第D⑤条	-	〈準用〉

⑤事業所内保育事業

厚生労働省令		高知市条例の内容
第E条	参酌すべき基準	〈利用定員〉
第E①条	従うべき基準	〈設備の基準〉調理設備
	参酌すべき基準	〈設備の基準〉その他
第E②条	従うべき基準	〈職員〉
第E③条	従うべき基準	〈連携施設に関する特例〉
第E④条	-	〈準用〉
第E⑤条	従うべき基準	〈職員〉
第E⑥条	-	〈準用〉

附則

厚生労働省令		高知市条例の内容
		〈施行期日〉
		〈食事の提供の経過措置〉
		〈連携施設の経過措置〉

【参考資料】

内閣府

○文部科学省令第○号

厚生労働省

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第十三条第二項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を次のように定める。

平成二十六年 月 日

内閣総理大臣○○ ○○

文部科学大臣○○ ○○

厚生労働大臣○○ ○○

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

目次

第A章 総則（第A1条―第A4条）

第B章 学級の編制及び職員に関する基準（第B1条―第B2条）

第C章 設備に関する基準（第C1条―第C5条）

第D章 運営に関する基準（第D1条―第D6条）

附則

第A章総則

（趣旨）

第A1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第十三条第二項の主務省令で定める基準（以下「設備運営等基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県（指定都市等（同条第一項に規定する指定都市等をいう。以下同じ。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第○条、第○条、第○条、第○条、第○条、第○条、第○条、第○条、第○条、……

二 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準第○条、第○条、第○条、第○条、第○条、第○条、第○条、第○条、……

三 法第十三条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第○条、第○条、第○条、第○条、第○条、第○条、第○条、第○条、……

四 法第十三条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府

【参考資料】

県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この命令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの

(最低基準の目的)

第A2条 法第十三条の規定により都道府県が条例を定める基準(以下「最低基準」という。)は、法第二条第七項の目的を達成するために必要な環境が確保されていることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第A3条 都道府県知事(指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園(都道府県が設置するものを除く。))については、当該指定都市等の長。)は、その管理に属する法第二十五条に規定する幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、最低基準を超えて、その学級の編制、職員、設備及び運営の水準を向上させるように勧告することができる。

2 都道府県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と幼保連携型認定こども園)

第A4条 幼保連携型認定こども園の設置者は、最低基準を超えて、常に、その学級の編制、職員、設備及び運営の水準を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、学級を編制し、職員を配置し、設備を有し、又は運営をしている幼保連携型認定こども園においては、最低基準を理由として、それらの水準を低下させてはならない。

第B章 学級の編制及び職員に関する基準

(学級の編制の基準)

第B1条 満三歳以上の園児(法第十四条第六項に規定する園児をいう。以下同じ。)については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 一学級の園児数は、三十五人以下を原則とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

(職員)

第B2条 幼保連携型認定こども園には、園長のほか、各学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭(次項において「保育教諭等」という。)及び調理員を一人以上置かなければならない。ただし、第D3条の規定により、調理業務の全部を委託するときは、この限りでない。

2 特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の三分の一の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数は、別表に定める員数以上とする。ただし、当該職員

【参考資料】

の数は、常時二人を下回ってはならない。

4 幼保連携型認定こども園に置く職員の一部は、必要に応じ他の学校又は社会福祉施設の職員と兼ねることができる。ただし、園児の教育及び保育に直接従事する職員については、当該教育及び保育を行う上で支障がないと認められる場合に限る。

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

- 一 副園長又は教頭
- 二 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
- 三 事務職員

第C章 設備に関する基準

(設備の一般的要件)

第C1条 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、園児の通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(園舎及び園庭)

第C2条 幼保連携型認定こども園には、次項及び第三項の定めるところにより、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 園舎の面積は、次に掲げる面積を合計した面積以上とする。

一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積 (平方メートル)
一学級	180
二学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

二 満三歳未満の園児数に応じ、その保育の用に供する保育室、遊戯室、ほふく室又は乳児室の面積として第C3条第六項の規定により計算した面積

3 園庭の面積は、次に掲げる面積を合計した面積以上とする。

一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積 (平方メートル)
二学級	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
三学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

ロ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積

二 三・三平方メートルに満二歳以上満三歳未満の園児数を乗じて得た面積

4 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

(園舎に備えるべき設備)

【参考資料】

第C3条 園舎には、次に掲げる設備（第四号に掲げる設備については、満二歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

- 一 職員室
- 二 保育室
- 三 遊戯室
- 四 ほふく室又は乳児室
- 五 保健室
- 六 調理室
- 七 便所
- 八 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

2 保育室（満三歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下ってはならない。

3 満三歳以上の園児に対する食事の提供について、第D3条に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園は、第一項第六号の規定にかかわらず、調理室を設置しないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

4 園児に対する食事の提供について、通常食事の提供をするべき園児数が二十人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供をするべき園児数に応じて行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

6 第一項第二号から第四号までの設備の面積は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める方法により計算した面積以上でなければならない。

- 一 保育室又は遊戯室満二歳以上の園児一人につき一・九八平方メートル
- 二 ほふく室満二歳未満の園児のうち、ほふくする子ども一人につき三・三平方メートル
- 三 乳児室満二歳未満の園児のうち、ほふくしないもの一人につき一・六五平方メートル

7 第一項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる施設を備えるよう努めなければならない。

- 一 放送聴取設備
- 二 映写設備
- 三 水遊び場
- 四 園児清浄用設備
- 五 図書室
- 六 会議室

【参考資料】

- 8 園舎は、二階建て以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、三階建て以上とすることができる。
- 9 保育室、遊戯室、ほふく室、乳児室又は便所（以下この項及び第 C5 条において「保育室等」という。）は一階に設けるものとする。ただし、第一号から第三号までに掲げる要件を満たすときは二階に、前項ただし書の規定により園舎を三階建て以上とする場合であって、第二号から第七号までに掲げる要件を満たすときは、三階以上の階に設けることができる。この場合において、三階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満三歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。
- 一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物であること。
- 二 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること

階	区分	設備
二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
三階	常用	1 建築基準法施行令第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。）

【参考資料】

		2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
四階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第百二十三の階条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

三 保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に園児の転落を防止する設備が設けられていること。

四 第二号の表に定める設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下であること。

五 調理室（火気を使用するものに限り、次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。）の部分とそれ以外の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

イ スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。

ロ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するため必要な措置が講じられていること。

六 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

七 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

八 備え付けられたカーテン、敷物、建具等で可燃性のものに防火処理が施されていること。

（園具及び教具）

第C4条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児の数に応じ、教育及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

（他の施設及び設備の使用）

第C5条 幼保連携型認定こども園は、特別の事情があり、かつ、教育及び保育上並びに安全上支障がない場合は、他の学校、社会福祉施設等の施設及び設備を使用することができる。ただし、当該幼保連携型認定こども園が当該設備を保育室等として共用することについては、この限りでない。

第D章 運営に関する基準

【参考資料】

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第D1条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- 一 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、三十九週を下ってはならない。
- 二 教育に係る標準的な一日当たりの時間（第三号において「教育時間」という。）は、四時間であること。ただし、園児の発達程度、地域の実態、季節等に適切に配慮するものとする。
- 三 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の標準的な一日当たりの時間（満三歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、前号に規定する教育時間を含む。）は、八時間とすること。

(食事の提供)

第D2条 幼保連携型認定こども園は、原則として、保育を必要とする子どもに該当する園児に対し、あらかじめ作成された献立に従って、当該幼保連携型認定こども園内で調理する方法（第C5条の規定により、当該幼保連携型認定こども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により、食事の提供を行わなければならない。

- 2 幼保連携型認定こども園は、前項の園児以外の園児に対し、同項に定める方法により、食事の提供を行うことができる。
- 3 食事の献立は、できる限り、変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。食品の種類及び調理方法は、栄養並びに園児の身体的状況及びし好を考慮したものでなければならない。
- 4 幼保連携型認定こども園において園児に食事を提供するに当たっては、法第九条各号に掲げる目標との調和を図りつつ、健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供方法の特例)

第D3条 次に掲げる要件を満たす幼保連携型認定こども園は、前条第一項の規定にかかわらず、満三歳以上の園児に対する食事の提供について、当該幼保連携型認定こども園外で調理し搬入する方法により行うことができる。

- 一 当該食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- 二 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の主幹栄養教諭、栄養教諭又は栄養士により、食事の献立等について栄養の観点からの指導その他必要な配慮がなされること。
- 三 調理業務の受託者を、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。こと。

【参考資料】

四 園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

五 食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

(子育て支援事業の内容)

第D4条 幼保連携型認定子ども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

(掲示)

第D5条 幼保連携型認定子ども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定子ども園である旨を掲示しなければならない。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用)

第D6条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第五条第一項及び第二項、第七条の二、第九条から第九条の三まで、第十四条の二、第十四条の三第一項、第三項及び第四項並びに第三十六条の規定は、幼保連携型認定子ども園について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第六項に規定する園児（以下単に「園児」という。）
第5条第2項	児童	園児
第9条	入所した者	園児
	入所している者	園児
第9条の2	入所中の児童	園児
	当該児童	当該園児

【参考資料】

第 9 条の 3	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十四条第一項に規定する園長（以下単に「園長」という。）
	入所中の児童等（法第三十三条の七に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）	園児
第 14 条の 2	利用者	園児
第 14 条の 3 第 1 項	援助	教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援
	入所している者	園児
第 14 条の 3 第 3 項	援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施に係る都道府県又は市町村	教育及び保育並びに子育ての支援について、都道府県（指定都市等（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第十三条第一項に規定する指定都市等をいう。以下同じ。）の区域内に所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等。）
第 36 条	保育所の長	園長
	常に入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育

附 則

（施行期日）

第一条 この命令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。）の施行の日から施行する。

【以下、附則の規定については検討中】

別表（第 B 2 条関係）【具体的な職員配置基準については、公定価格の議論において検討中】

【参考資料】

園児の区分		員数
一 満三歳以上の園児	満四歳以上の園児	おおむね 30 人につき 1 人
	満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね 20 人につき 1 人
二 満一歳以上満三歳未満の園児		おおむね 6 人につき 1 人
二 満一歳未満の園児		おおむね 3 人につき 1 人
備考		
<p>一 この表に定める員数は、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する者の数をいう。</p> <p>二 この表に定める員数は、同表の上欄の園児の区分ごとに下欄の園児数に応じ定める数を合計した数とする。</p> <p>三 この表第一号に係る員数が学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。</p> <p>四 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を一人増加するものとする。</p>		

【参考資料】

○厚生労働省令第号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の十六第二項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を次のように定める。

平成二十六年 月 日

厚生労働大臣 田村憲久

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（仮称）

目次

第一章 総則（第一条—第〇条）

第二章 家庭的保育事業（第〇条—第〇条）

第三章 小規模保育事業（第〇条—第〇条）

第四章 居宅訪問型保育事業（第〇条—第〇条）

第五章 事業所内保育事業（第〇条—第〇条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第A①条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の十六第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準第〇条、・・・・・・

二 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準第〇条、・・・・・・

三 法第三十四条の十六第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準この省令に定める基準のうち、前二号に定める規定による基準以外のもの

2 設備運営基準は、市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）の監督に属する家庭的保育事業等（法第二十四条第二項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）を利用している乳児（法第四条第一項第一号に規定する乳児をいう。以下同じ。）又は幼児（同項第二号に規定する幼児であつて満三歳に満たないものをいう。第A⑥条第三項を除き、以下同じ。）（以下「利用乳幼児」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（家庭的保育事業等を行う事業所（以下「家庭的保育事業所等」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

3 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

【参考資料】

(最低基準の目的)

第A②条 法第三十四条の十六条第一項の規定により市町村が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、利用乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第A③条 市町村長は、その管理に属する法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者（以下「家庭的保育事業者等」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市町村長は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と家庭的保育事業者等)

第A④条 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(家庭的保育事業者等の一般原則)

第A⑤条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、その運営の内容について、自ら評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表するよう努めなければならない。

4 家庭的保育事業所等（法第六条の三第十項に規定する居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、第A⑥条第二号、第A⑦条、第A⑭条第二項及び第三項、第A⑮条並びに第A⑯条において同じ。）には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(保育所等との連携)

第A⑥条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第A⑭条第一項及び第二項、第A⑮条第一項及び第五項並びに

【参考資料】

第A⑯条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満三歳以上の児童に対して必要な保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等（法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業を除く。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

- 一 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- 二 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。
- 三 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育（法第三十九条の二第一項に規定する満三歳以上の幼児に対する教育をいう。）又は保育を提供すること。

（家庭的保育事業所等と非常災害）

第A⑦条 家庭的保育事業所等においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

（家庭的保育事業等の職員の一般的要件）

第A⑧条 家庭的保育事業等に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（家庭的保育事業等の職員の知識及び技能の向上等）

第A⑨条 家庭的保育事業等の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第A⑩条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設の設備及び職員

【参考資料】

に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(利用者を平等に取り扱う原則)

第A⑪条 家庭的保育事業所等においては、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第A⑫条 家庭的保育事業等の職員は、利用乳幼児に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第A⑬条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第四十七条第三項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第A⑭条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、当該家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。
- 4 居宅訪問型保育事業者は、保育を提供する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- 5 居宅訪問型保育事業者は、当該居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(食事)

第A⑮条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、当該家庭的保育事業所等内で調理する方法（第A⑩条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 5 家庭的保育事業者等は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければ

【参考資料】

ならない。

(食事の提供の特例)

第A⑩条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第一項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し当該家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- 一 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- 二 当該家庭的保育事業者等又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- 三 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- 四 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- 五 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

一 連携施設

二 当該家庭的保育事業所等の事業者と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業（法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業をいう。以下同じ。）若しくは事業所内保育事業（法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等

三 学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第三条第二項に規定する義務教育諸学校又は同法第六条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が離島その他の地域であって、第一号及び第二号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業者等を行う場合に限る。）

(利用者及び職員の健康診断)

第A⑰条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも一年

【参考資料】

に二回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

- 2 家庭的保育事業所等の管理者は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳幼児の入所前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業所等の管理者は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。
- 3 第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ家庭的保育事業等による保育を受けること又は法第二十四条第六項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。
- 4 家庭的保育事業等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（家庭的保育事業所等内部の規程）

第A⑱条 家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 提供する保育の内容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- 五 保護者から受領する費用の種類、理由及びその額
- 六 利用定員
- 七 家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項

（家庭的保育事業所等に備える帳簿）

第A⑲条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

（秘密保持等）

第A⑳条 家庭的保育事業等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳

【参考資料】

幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第A21条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該家庭的保育事業等による保育を受けること又は法第二十四条第六項の規定による措置に係る市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第二章 家庭的保育事業

(設備の基準)

第B①条 家庭的保育事業は、家庭的保育者（法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であつて、次の各号に掲げる要件を満たすものとして、市町村長が適当と認める場所（次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。

一 乳幼児（法第六条の三第九項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものを受け入れる場合にあつては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）の保育を行う専用の部屋を設けること。

二 前号に掲げる専用の部屋の面積は、九・九平方メートル（保育する乳幼児が三人を超える場合は、九・九平方メートルに三人を超える人数の一人につき三・三平方メートルを加えた面積）以上であること。

三 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。

四 衛生的な調理設備及び便所を設けること。

五 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。）があること。

六 前号に掲げる庭の面積は、満二歳以上の幼児一人につき、三・三平方メートル以上であること。

七 火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施すること。

(職員)

第B②条 家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、調理員を置かないことができる。

一 調理業務の全部を委託する場合

二 家庭的保育補助者(市町村長が行う研修を修了した者であつて、家庭的保育者を補助するものをいう。以下同じ。)とともに乳幼児（三人以下の場合に限る。）の保育を行う場合であつ

【参考資料】

て、当該家庭的保育補助者が調理を行う場合

三 第A⑩条第二項の規定により搬入施設から食事を搬入する場合

2 家庭的保育者は、次に各号のいずれにも該当する者とする。

一 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者。

二 法第十八条の五各号及び法第三十四条の二十第一項第四号のいずれにも該当しない者

3 家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は、三人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、五人以下とする。

(保育時間)

第B③条 家庭的保育事業における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（次条及び第B⑤条において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。

(保育の内容)

第B④条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第三十五条に規定する厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

(保護者との連絡)

第B⑤条 家庭的保育事業者は、常に保育する乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第三章 小規模保育事業

(小規模保育事業の区分)

第C条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。

第一節 小規模保育事業A型

(設備の基準)

第C1①条 小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

一 乳児又は満二歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。

二 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

三 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。

四 満二歳以上の幼児（法第六条の三第十項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものを受け入れる場合にあつては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を利用させる小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（当

【参考資料】

該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号並びに第C 3①条第四号及び第五号において同じ。)、調理設備及び便所を設けること。

五 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

六 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

七 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。

ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	設備
二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
三階	常用	1 建築基準法施行令第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
四階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三の階条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

【参考資料】

	避難用	<p>1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>3 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段</p>
--	-----	--

ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

ニ 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。ニにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

- (1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。
- (2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

へ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第C1②条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は第A⑯条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数

【参考資料】

以上とする。

一 乳児おおむね三人につき一人

二 満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人

三 満三歳以上満四歳に満たない児童おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

四 満四歳以上の児童おおむね三十人につき一人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第C 1 ③条 第B ③条から第B ⑤条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第B ③条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第B ⑤条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者（次条及び第B ⑤条において「小規模保育事業者（A型）」という。）」と、第B ④条及び第B ⑤条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A型）」とする。

第二節 小規模保育事業B型

（職員）

第C 2 ①条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は第A ⑮条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

一 乳児おおむね三人につき一人

二 満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人

三 満三歳以上満四歳に満たない児童おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

四 満四歳以上の児童おおむね三十人につき一人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第C 2 ②条 第B ③条から第B ⑤条まで及び第C 1 ①条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第B ③条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第B ⑤条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第C 2 ②条

【参考資料】

において準用する次条及び第B⑤条において「小規模保育事業者（B型）という。」と、第B④条及び第B⑤条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（A型）」と、第C1①条中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」とする。

第三節 小規模保育事業C型

（設備の基準）

第C3①条 小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を利用させる小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- 二 乳児室又はほふく室の面積は、乳児または前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 三 乳児室またはほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- 四 満二歳以上の幼児（法第六条の三第十項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものを受け入れる場合にあつては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）を利用させる小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。
- 五 保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の幼児一人につき三・三平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 六 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- 七 保育室等を二階以上に設ける建物は、第C1①条第七号に掲げる要件に該当するものであること。

（職員）

第C3②条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は第A⑩条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

- 2 家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児の数は、三人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、五人以下とする。

（準用）

第C3③条 第B③条から第B⑤条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第B③条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第B⑤条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者（第C3③条において準用する次条及び第B⑤条において「小規模保育事業者（C型）という。）」と、第B④条及び第B⑤条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（C型）」とする。

第四章 居宅訪問型保育事業

【参考資料】

(居宅訪問型保育事業)

第D①条 居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）は、次の各号に掲げる保育を提供するものとする。

- 一 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- 二 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第三十四条第五項又は第四十六条第五項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- 三 法第二十四条第五項に規定する措置に対応するために行う保育
- 四 母子家庭等（母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第四項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市町村が認める乳幼児に対する保育
- 五 離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の家庭的保育事業等の確保が困難であると市町村が認めるものにおいて行う保育
(設備及び備品)

第D②条 居宅訪問型保育事業者が当該事業を行う事業所（以下「居宅訪問型保育事業所」という。）には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(職員)

第D③条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者一人が保育することができる乳幼児（法第六条の三第十一項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満三歳以上のものを受け入れる場合にあつては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）の数は一人とする。

(居宅訪問型保育連携施設)

第D④条 居宅訪問型保育事業者は、第D①条第一号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあつては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設（法第四十二条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の市町村の指定する施設（この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であつて、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて居宅訪問型保育を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

(準用)

第D④条 第B③条から第B⑤条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第B③条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第B⑤条において「家庭的保育

【参考資料】

事業者」という。)とあるのは「居宅訪問型保育事業者」と、第B④条及び第B⑤条中「家庭的保育事業者」とあるのは「居宅訪問型保育事業者」とする。

第五章 事業所内保育事業

(利用定員の設定)

第E条 事業所内保育事業を行う者(以下この章において事業所内保育事業者という。)は、次の表の上欄に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるその他の乳児又は幼児(法第六条の三第十二項第一号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。)の数を踏まえて市町村が定める乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
一人以上五人以下	一人
六人以上七人以下	二人
八人以上十人以下	三人
十一人以上十五人以下	四人
十六人以上二十人以下	五人
二十一人以上二十五人以下	六人
二十六人以上三十人以下	七人
三十一人以上四十人以下	十人
四十一人以上五十人以下	十二人
五十一人以上六十人以下	十五人
六十一人以上七十人以下	二十人
七十一人以上	二十人

(設備の基準)

第E①条 事業所内保育事業(利用定員が二十人以上のものに限る。以下この条及び次条において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(「保育所型事業所内保育事業所」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室(当該保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第五号において同じ。)及び便所を設けること。
- 二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。
- 三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 四 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- 五 満二歳以上の幼児(法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満三歳以上のものを受け入れる場合にあつては、当該児童を含む。以下この章において同じ。)を入所させる保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊

【参考資料】

戯場（保育所型事業所内保育事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、調理室及び便所を設けること。

六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

七 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を二階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を三階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。

イ 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物であること。

ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表のげらんに掲げる施設又は設備が一以上設けられていること。

階	区分	設備
二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
三階	常用	1 建築基準法施行令第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第二百三十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
四階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三の階条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

【参考資料】

避難用	<p>1 建築基準法施行令第百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>3 建築基準法施行令第百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段</p>
-----	--

ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

ニ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。ニにおいて同じ。）以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

- (1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。
- (2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

へ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第E②条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は第A⑮条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、乳児おおむね三人につき一人以上、満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむ

【参考資料】

ね六人につき一人以上とする。ただし、保育所型事業所内保育事業所一につき二人を下回ることはできない。

(連携施設に関する特例)

第E③条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、第A⑥条の規定にかかわらず、連携施設を確保しないことができる。

(準用)

第E④条 第B③条から第B⑤条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第B③条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第B⑤条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者（第E④条において準用する次条及び第B⑤条において「保育所型事業所内保育事業者という。）」と、第B④条及び第B⑤条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」とする。

(職員)

第E⑤条 事業所内保育事業（利用定員が十九人以下のものに限る。以下「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市町村長が行う研修を修了した者（以下この条において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する事業所又は第A⑯条第一項の規定により搬入施設から食事を搬入する事業所にあつては、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

一 乳児おおむね三人につき一人

二 満一歳以上満三歳に満たない幼児おおむね六人につき一人

三 満三歳以上満四歳に満たない児童おおむね二十人につき一人（法第六条の三第十二項第二号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。）

四 満四歳以上の児童おおむね三十人につき一人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、一人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第E⑥条 第B③条から第B⑤条まで及び第C①条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第B③条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第B⑤条において「家庭的保育事業者」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第E④条において準用する次条及び第B⑤条において「小規模型事業所内保育事業者という。）」と、第B④条及び第B⑤条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第C①①条本文中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」とする。

【参考資料】

と、同条第一号中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第四号において同じ。）」と、同条第四号中「(法第六条の三第十項第二号)」とあるのは「法第六条の三第十二項第二号」と、「次号」とあるのは「第E⑤条において準用する第C①条第五号」とする。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日から施行する。

(食事の提供の経過措置)

第二条 この省令の施行の日の前日において現に存する法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設若しくは事業を行う者が、施行日後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間は、第A⑮条、第B②条第一項（調理員に係る部分に限る。）、第C 1②条第一項（調理員に係る部分に限る。）、第C 2①条第一項（調理員に係る部分に限る。）、第C 3②第一項（調理員に係る部分に限る。）、第E②条第一項（調理員に係る部分に限る。）及び第E⑤条第一項（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。

(連携施設に関する経過措置)

第F + 2条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、第A⑥条第一項本文の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。